

工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算出方法

の改正について（お知らせ）

平成28年4月1日以降に金沢市が公告を行う工事の入札における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、下記のとおりとします。

記

1 改正内容

- (1) 現場管理費の算入率を「80%」から「**90%**」とする。
- (2) 建築・設備工事について、直接工事費に含まれる現場管理費相当額とみなす経費計上分の率を「15%」から「**10%**」とする。

2 算出方法

項目	改正前	改正後
最低制限価格の範囲 (低入札価格調査基準価格を含む)	10分の7から 10分の9まで	同左
最低制限価格の算出方法 (低入札価格調査基準価格を含む)	<ul style="list-style-type: none">・直接工事費^{注)} × 95%・共通仮設費 × 90%・現場管理費^{注)} × 80%・一般管理費 × 55% <p>上記の合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、上記の合計額からスクラップ処分益を控除した額） × 1.08</p>	<ul style="list-style-type: none">・直接工事費^{注)} × 95%・共通仮設費 × 90%・現場管理費^{注)} × 90%・一般管理費 × 55% <p>上記の合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、上記の合計額からスクラップ処分益を控除した額） × 1.08</p>

注) 建築・設備工事の算出方法

直接工事費に含まれる現場管理費相当額（改正前15%→**改正後10%**）を現場管理費に振り替えて算出

3 適用日

平成28年4月1日以降に公告を行う入札から適用する。

(問合せ先)

金沢市総務局監理課 工事契約係

電 話 : 076-220-2101

F A X : 076-220-2097